

「サポート」定期預金

2016年3月7日現在

1 商品名 (愛称)	自動継続自由金利型定期預金(M型)(ｽｰﾊﾟｰ定期・ｽｰﾊﾟｰ定期300・ｽｰﾊﾟｰ定期500) (すがも「運転経歴証明書所有者専用定期預金(サポート)」)
2 販売対象	< 単利型 > ・「運転経歴証明書」を所有する個人のお客様 ・他の優遇との併用はできません。
3 期間	・定型方式 1年 ・自動継続(元金継続・元利金継続) 預入時のお申出により元加式定期預金と利払式定期預金を選択してご利用いただけます。
4 預入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	・一括預入 ・10万円以上 500万円以下(お一人様合計500万円以下) ・1円単位
5 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
6 利息 ①適用利率	・固定金利(預入金額に応じた次の店頭表示利率に0.05%上乗せした金利を初回満期日の前日まで適用します) ・10万円以上 300万円未満 スーパー定期(1年もの) ・300万円以上 500万円未満 スーパー定期 300(1年もの) ・500万円 スーパー定期 500(1年もの) ・上乗せ金利は当初1年(初回)のみの適用であり、自動継続後は満期日当日の1年ものの店頭表示利率を適用します。
②利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
③計算方法	・付利単位:1円 ・1年を365日とする日割計算
7 税金	・お利息には20.315%(国税15.315% 地方税5%)の税金がかかります。 *2013年1月1日から2037年12月31日までの間に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。 ・マル優ご利用の場合は税金はかかりません
8 手数料	—
9 付加できる 特約事項	・マル優のお取扱いができます
10 中途解約の 取扱い	・下記(※)により計算した中途解約利息をお支払いします
11 金利情報の 入手方法	・店頭表示の金利ボードまたは窓口へご照会ください
12 苦情処理措置 紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室(9:00~17:00、電話:0120-45-0690)にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9:00~17:00、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、上記東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13 その他の 重要事項	・この定期預金は当金庫所定の規定により取扱います。 ・預金保険制度の付保対象預金です(当金庫の対象預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。 ・預金担保・総合口座のお取扱いはできません ・ATMによるお預入れはできません。 ・通帳式のお取扱いはできません(証書式のみ) ・金融環境の変化等により、お取扱内容を変更、またはお取扱いを中止することがあります。

※ 中途解約利率(預入期間に応じた利率)

預入期間	
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率
6ヶ月以上 1年未満	約定利率×50%

※ただし解約日における普通預金利率を下回らないものとします。